

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年3月3日（火）
午前9時59分～午前11時38分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 板橋美保 副委員長 佐藤繁樹
委員 阿部正義 委員 鈴木英信
委員 長南良彦 委員 熊谷克彦
- 4 欠席委員 委員 小野寺美穂
- 5 説明のため 企画部長 小平英俊
出席をした 総務部次長兼 佐藤徹也
者の職氏名 防災安全課長
総務課長 仙石麻里子
政策企画課長 針生大輔
総務部企画員兼 新田基史
総務課長補佐
企画部企画員兼政策
企画課長補佐兼
行政管理係長
行総務課主幹兼
職職員係長

< 消防本部 >
消防長 星 有 二
予防課長 小 関 寿 伸

予 防 課 長 補 佐 兼	角	張	邦	博
建 築 設 備 係 長				
予 防 課 主 幹 兼	守	屋	康	裕
予 防 係 長				

6 事務局職員	事 務 局 長	綱 川 宏 一
	次長兼議会総務係長	川 上 真理子
	主 査	石 田 ゆ い

7 付 議 事 件

- (1) 議案第18号 名取市空家等の適切な管理及び有効活
用の促進に関する条例の一部を改正す
る条例
- (2) 議案第19号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費
及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例
- (3) 議案第20号 名取市職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- (4) 議案第25号 名取市火災予防条例の一部を改正する
条例
- (5) 総務消防常任委員会が所管する事項について
 - ①調査項目及び令和8年度管外行政調査及び研修に
ついて

午前9時59分 開 会

○委員長（板橋美保） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、企画部長、消防長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、小野寺美穂委員から会議規則第81条の規定により、欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第18号 名取市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第18号資料の協議会の庶務でお尋ねをいたします。

議案第18号資料、第16条、協議会の庶務というのがあります。その内容において、名取市空家等対策協議会の庶務とあります。魅力創出の観点で、名取市空き家住宅有効活用起業支援事業補助金（起業支援タイプ）、あわせて、名取市空き家住宅有効活用地域活性化支援事業補助金（地域活性化タイプ）というのがありますが、このような仕組みについても都市計画課に移るのかどうか確認をいたします。

○委員長（板橋美保） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（針生大輔） ただいま御質疑いただきました件については、目的が地域の魅力創出といった部分に関わってくるものになりますので、それについては引き続き企画部なとりの魅力創生課で対応していくことで考えております。

○委員長（板橋美保） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 例えば住民から相談があった場合、空き家についてもい

ろいろな場合があるかと思います。例えば安全上で少し危ないなという場合と、あと、例えば空き家を有効活用してそこで起業をしたり、また場合によっては介護の場にしたいとか、いろいろなことがあるかと思います。一番最初の窓口は、この条文からしますと、都市計画課という考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（針生大輔） 一般的な空き家に関する総合窓口という意味では都市計画課が所管になるということになります。これまでも、例えば空き家の衛生上の課題については環境共創課、消防上の心配事であれば消防本部ということで、市役所のそれぞれの部署において聞き取りや、場合によっては現地調査などを行い、内容については空き家の各所管課と情報を共有しながら進めてきたという経過があります。総合窓口がなとりの魅力創生課から都市計画課のほうに替わるということではありますが、全庁的な体制としましては大きく変わらないということで考えております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） この条例によりまして、空き家等に対する担当課が替わるということですが、市民や関連の業者への周知はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○委員長（板橋美保） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（針生大輔） 市民の皆様への周知ということについては、令和8年4月1日号の広報なとりで今回の組織見直し全般に係るお知らせを行うということになっておりますので、その中で、今回空き家の担当課が替わるという部分についてもお知らせしてまいります。それから、関係する事業者等ということになりますと、これまで空家等対策協議会で関わりがあった不動産関係の事業者などそういったところになってくるのかなと思います。今回、事務局が都市計画課になるということになりますが、今後、会議の運営、開催等を通じて、今後は都市計画課で連絡調整等を行っていくということになってくると思います。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回庶務を担当する課を替えるということですが、これ

まで示されてきている第六次長期総合計画等で指標や進捗状況等が示されているわけですが、決して今のところ順調とは言えないような状況でないかなと受け止めています。今回、行政組織の変更、見直しを図るに当たって、取組上で何か今後力を入れていくことなど、考えているようなことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（板橋美保） 答弁、企画部長。

○企画部長（小平英俊） 空き家対策については、これまでなとりの魅力創生課で進めてまいりまして、具体的には、これまでいわゆる特定空家等に該当するおそれがある、市の基準でいうＳランクの家屋というものを指定しまして、所有者の方に対処していただくように文書や口頭で様々なお願いをしてきたところですが、駅前の物件１件と館腰地区の１件の解消ということにもつながっておりまして、それなりの成果は出てきているのかなと思っているところです。

あとは、法改正の中で管理不全空家というものが新たにできまして、この運用をどうするかというところについて県の住宅課で宮城県管理不全空家等及び特定空家等の基準を令和８年２月に策定しました。これを受けまして、今後は、そういった管理不全空家等の指定に向けた事務というところを行っていきたいということは協議会の中でも申し上げておりまして、そういう意味で、技術的な視点で見ていくというところが今後必要になってくると考えております。

○委員長（板橋美保） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今、部長がおっしゃった点について、特に今回改正した中で力を入れて取り組んでいく考えでいると捉えてよろしいですか。

○委員長（板橋美保） 答弁、企画部長。

○企画部長（小平英俊） ただいま申し上げました管理不全空家等の指定ということについて県の基準もできたということで、市の中でも協議会にお諮りをしながら今後進めていくというような考えについては、協議会の中でも申し上げているところです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いた

します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 名取市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 名取市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第20号資料について、第10条の5第5項が新設されるということで、本会議の質疑に対して、届出をされているかどうかということで対象にするという御答弁ではありましたが、何日以上をもってこの条例に該当するという認識なのか、教えてください。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 条例の基準としましては、主たる通勤方法であり、通勤届と同じく週3回以上通勤する方法と考えております。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 届出をされるということですが、駐車をしてどのぐらいかかったかという証明書などが多分あると思うのですが、そういう部分をどう確認するのかについてどのように捉えているのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 駐車場を利用される方については、通勤届に申立書を添付していただき、どこの駐車場を利用するかを確認いたします。それに併せて、その駐車場の契約書も添付の上、確認をする予定です。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 議案第20号資料の第10条の5第6項についてお伺いいたします。本会議の質疑に対する答弁で、対象者が現在6名という話があったかと思いますが、第6項に係る合計で15万円以内という上限があります。この6名の方は、現在15万円に収まっているのか、お伺いいたします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 現在、15万円を支給している職員はおりません。

○委員長（板橋美保） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 今回、駐車場代が支給されることになっても上限を超えることなく支給されるという方々ということでよろしいですか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 第5項の部分でもう少し教えていただきたいのですが、

先ほどの話だと通勤届に申立書を添付して、証明を確認するということが、この内容だと1か月当たりの駐車場等の料金にという形だと思うのですが、これは1か月ごとに確認をするのか。取りあえず届出をしてから、その後のぐらいのペースで確認をしていくのか、そこの部分も教えてください。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 契約書は、通勤届を提出する際の1回で確認する予定です。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 一度届出を出したら月々使っているものと捉えて確認をしていくと思うのですが、利用状況が変わったりすることもあると思います。駐車場を週3回以上使うという今の話もありましたが、そういった変更点があった場合は、実際にどういう確認をとるのか。利用状況が変わった本人が申請するのを信じて、使っている本人が都度申請をするのか。どういう確認をするのかお伺いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 駐車場の利用状況に変更があった際は、職員本人から変更の届けということで、通勤届を再度提出していただく予定です。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第20号資料、第10条の5第9項「自動車等及び駐車場に係る通勤手当での「支給対象期間」とは、1箇月とするもの」とありますが、例えば病気休暇で長期間出勤しなかった場合、契約上、実際支払った額で手当を出すのか。それとも病気により1か月間勤務はしていなくても、その場合には契約上で手当を出すのか。それとも実際勤務していないということで手当を出さないのか、お尋ねいたします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 通勤手当と同様の扱いとなるため、月に1日も出勤しない場合は支給されません。月に1日でも出勤があれば、駐車場代の分も含め、支給する取扱いとなる予定です。

○委員長（板橋美保） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 例えば、3か月駐車場を契約して、実際契約者に支払っ

ている場合もあるかと思います。たとえば駐車場料金を契約者に支払っていても、1日も行かないという場合には、通勤手当は全く出ないという形になると理解してよろしいでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今の答弁のところで、月に1回以上使ったら支給対象にするという話だったのですが、先ほどの答弁だと、週3回以上使っているということで支給するという話だったので、その部分を詳しく教えてください。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 月に1回というのは、休暇、病気休暇、育児休暇など、そういった理由で1日も出勤しない月がある場合は、その月は通勤手当を支給しません。なので、通勤届としては、週3回以上通勤する方法で申請していただきますので、あくまで通勤届のほうは主たる通勤経路を届けていただきます。その上で、何らかの理由によって通勤されない月があった場合、1日も通勤をしなかった場合は、その月は通勤手当を支給しないという取扱いになります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第20号資料の第10条の5第5項で、通勤で自動車等を使用している職員となっておりますが、今、職員で、一般的な職員と会計年度任用職員、また再任用職員など様々な種別の職員がいらっしゃると思います。その方々が全て該当するのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 一般の職員、会計年度任用職員、再任用職員含め、全職員が対象となります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 名取市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第25号資料の第7条の2第1項第1号の部分で、簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離、下にも距離という表現がありますが、その安全な距離というのは、こういった認識での距離なのか、具体的に教えてください。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 安全上の距離というところですが、当該可燃物等の表面温度が許容最高温度100度Cを超えない距離、または当該可燃物等に引火しない距離となっております。この引火しない距離というのが可燃物等の表面温度が200度Cから300度Cを超えない距離としております。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 例えばそういうサウナがあって、近くに建物がある場合、その距離が、今の話だと200度Cから300度C、こういうような距離ということでの話だと思うのですが、その距離はどう確認していくというか、どういう捉え方になるのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 省令及び条例においては、この条例文で捉えておりまして、実際には各メーカーごとで、設備ごとにおいて実際の距離というのを設定するものと思っております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 議案書の62ページの一番上のところでお伺いいたします。

（6）の2、簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）とあります。これは第44条に関するところで、第44条というのは、消防長に届けるものが定められているものです。ここを読むと、簡易サウナ設備で、個人が設けるものは届出が要らないが、それ以外の場合は届出が要ると解されます。私が思うに、同じ簡易サウナ設備なので、個人であろうと、それ以外の方が所持しようと、サウナの持つ危険性というのは変わらないと思うのですが、そのところをどのように整理されてこの条文になっているのか、お知らせください。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 家庭用のサウナ設備全般について、届出は対象外としているところです。

○委員長（板橋美保） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） そうすると、個人が設けるもので、例えば小規模事業者が体験会みたいなものを開催する場合はどのような取扱いになりますか。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） あくまでも個人で使用するものに関しては届出の対象外となりまして、個人事業主の方が行うものに関しては届出の対象となります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案第25号資料の第7条の2第1項第2号のところで、先般の本会議のところでもお伺いしたことではありますが、サウナ設備の温度が異常に上がった場合の対応ということで御説明をいただきました。ある程度は理解できたと思ってはいるのですが、電気を使ったサウナの場合に、異常な温度に上昇した場合にその熱源を遮断する装置をつけなくてはいけないということなのですが、これはメーカーによって、自動的に遮断できるものが内蔵されていたとしても、こういうものを設置する場合は、別途、遮断する装置をつけなくてはいけないという理解でよろしかったですか。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 既に製品として安全装置が設置されているもの

に関しては、そのもので対応できると判断されるため、別途つける必要性はないと理解しております。

○委員長（板橋美保） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） あともう一点、これは昨日の新聞ですが、古くなったバスを利用して、まきストーブタイプのサウナが今度登場するということで、東北でも初めてという感じで、近々仙台でイベントも開催されるという記事が載っていました。これはまきを使ったサウナということなのですが、こういったものは今回のこの条例の改正の中ではどのような扱いになるものなのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 委員御質疑のバスを改造し、まきを熱源とするサウナにあっては、一般サウナの扱いになります。今回の改正にあります簡易サウナについては、あくまでテント及び木製のバレル、木だる型のサウナ室であり、かつ、まき及び電気と定義しておりますので、それ以外のものに関しましては一般サウナという捉え方になります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） 火災予防ということですので、消防団などもある程度知る必要があるかと思うのですが、その辺の周知についてはいかがでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 周知の方法ですが、この議案をお認めいただきましたならば、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○委員長（板橋美保） 鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） そうしますと、直接、消防団員に周知するというようなことではなくて、一般の方と同じようにホームページで確認するというニュアンスでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 消防団員の方への周知についてですが、消防団員の幹部会等がありますので、その席で随時周知をさせていただきたいと考えております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第25号資料で、具体例で教えていただきたいのですが、例えば、建物があって、6キロワットの電気ストーブ式の簡易サウナ設備があった場合、具体的な安全な距離というのは、一般市民の方は何度といっても分かりかねると思います。ですから、建物から何メートル離さなくてはいけないとか、そういうことで説明していただけると分かりやすいのですが、具体的な、例えば6キロワットの電気ストーブでの簡易サウナ設備の場合、建物から何メートル離さなくてはいけないなど、分かる範囲で今教えてください。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 製品については、様々なものが各メーカーから製造され、流通しています。委員御質疑の定められた安全な離隔距離に関しましては、業界のほうでガイドラインを作成し、公表することになっているようです。

○委員長（板橋美保） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうすると、業界のほうでガイドラインをとということですが、関係者なり、また購入する際に、販売店で何メートル離しなさいという説明などが必要になってくると思います。もし市内にそういう販売店があれば、そういうことも説明依頼をするように消防本部からお願いするのも一つの方法だと思うのですが、その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） まず、建物からの距離ということで先ほど御質疑がありましたが、建物から簡易サウナ設備についての距離というものは特段示されていないところです。ただし、設置するに当たりましては、各メーカーで取扱説明書等に記載のある場合はそのとおりに設置していただくということで、遵守、守っていただきたいと考えております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第25号資料で、第44条第6号の2で伺います。基本的な部分で教えてほしいのですが、火を使用する設備等の設置の届出ということで、簡易サウナの設備を追加するということで、本会議では防火対象物になれば立入りの対象になるという答弁をいただいたのですが、防火対象物になるというのはこういった事例なのか、具体的に教えていただければと思います。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 一例として御説明をしたいと思うのですが、例えば入浴施設などで、新たに屋外においてテント型もしくはバレル型の簡易サウナを設置するといった場合は、当然、入浴施設が防火対象物になっておりますので、そちらの立入検査と併せ、一部設備として簡易サウナ設備も立入検査を実施するということになります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第25号資料の第44条第6号の2で、先ほど簡易サウナ設備の場合は、個人が設けるものは届ける必要はないということなのですが、この場合の安全基準はどのようになるのか、お尋ねします。個人の場合、届出してもしなくても、その安全基準は守らなければならないのかどうか。そのような設営に当たっての考え方についてお尋ねします。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 安全上のものに関しましては、届出の有無によらず遵守していただきたいです。メーカーが設定した温度以上に改造したり、そういったことはしないようにしていただきたいと思っております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 先ほど市民への周知はホームページでというお話がありましたが、昨今のサウナブームを受けまして、地域のイベント、お祭りとかでもサウナをやろうかみたいな話があるのではないかと考えられます。そういった具体例を設けて、周知される内容はこういったことをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（板橋美保） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 委員御質疑のイベント等での広報については、現在予定しているところもありますので、現段階として案は持ち合わせていないところです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第18号から議案第20号まで及び議案第25号の4か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することにした。

以上で付託議案の審査を終了します。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時38分 再 開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

次に、付議事件の（5）総務消防常任委員会が所管する事項についてを議題といたします。

①調査項目及び令和8年度管外行政調査及び研修について、協議を行います。休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

＊休憩中の要旨

- ・各委員から委員会として取り組みたい調査項目及び調査先の候補となる自治体及び項目について説明を行った。
- ・生成A I の活用や、消防団についてを調査項目とする委員が多かったが、最終的には区長制度の見直しについてを調査項目とすることとし、先進的に取り組む自治体を中心に調査先を選定することとした。
- ・詳細な実施内容については委員長に一任することとした。

午前11時37分 再開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

お諮りいたします。

調査項目及び令和8年度管外行政調査及び研修につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

次回委員会の開催は、日程を調整の上、改めて通知したいと思います。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時38分 散会

令和8年3月3日

総務消防常任委員会

委員長 板橋 美保